

## 第3章

# 施策体系と数値目標

---

この章では、大牟田市第2次環境基本計画の推進により、めざす環境像の実現を果たすための基本方針と、個別要素ごとのみちしるべ（数値目標）を示します。



# 1 基本方針と施策の柱

【めざす環境像】

発想、そして工夫 みんなで創る環境都市、おおむた

【5つの基本方針】

【基本目標】

基本方針  
1

## 安全で安心な社会の実現

1. 大気環境の保全

空気がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします

2. 水環境の保全

水がきれいで健やかに暮らせるまちをめざします

3. 騒音・振動及び悪臭対策

静かで暮らしやすいまちをめざします

4. 化学物質への対応

化学物質による環境リスクの小さいまちをめざします

基本方針  
2

## 低炭素社会の実現

1. 地球温暖化対策

まちから排出される温室効果ガスの削減をめざします

基本方針  
3

## 循環型社会の実現

1. リサイクルの推進と廃棄物対策

3Rを心がけ、無駄のないまちをめざします

基本方針  
4

## 自然共生社会の実現

1. 緑地・里山の保全

緑を守り、つくり、共に生きる、みどりあふれるまちをめざします

2. 水辺の保全

うるおい豊かな水辺があるまちをめざします

3. 生態系の保全

人と自然が共生するまちをめざします

基本方針  
5

## みんなで創る環境都市の実現

1. 景観の保全

魅力ある景観のまちをめざします

2. 歴史・文化遺産の保護

先人が積み重ねてきた歴史・文化の薫るまちをめざします

3. 環境保全活動の輪づくり

環境パートナーシップの輪が広がるまちをめざします

めざす環境像を達成するための5つの基本方針のもとに、12の基本目標と柱となる施策を示します。

### 【柱となる施策】

大気環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう大気の汚染を防止します  
/ 交通にともなう大気の汚染を防止します

水環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう汚濁を防止します  
/ 生活排水による汚濁を防止します / 良好な水環境を保全します

音環境の継続的な監視を進めます / 事業活動にともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます  
/暮らしにともなう騒音・振動、悪臭対策を進めます/交通にともなう騒音・振動対策を進めます

化学物質の適正使用・適正管理を進めます

低炭素型のまちづくりを進めます / 省エネルギーを進めます / 新エネルギーの利用を進めます

3R(Reduce 減らす・Reuse 再使用する・Recycle 再利用する)を進めます / 廃棄物の適正処理を進めます

里地里山を保全します / 地域の緑化を進めます / 緑とのふれあいを大切にします

良好な水辺環境を保全します / 水辺とのふれあいを大切にします

動植物の生息・生育状況の把握を進めます / 貴重な動植物の生息・生育環境を保全します  
/ 生物多様性を保全します

景観を活かしたまち並みづくりを進めます / まちの美化活動を進めます

歴史・文化的資源の保護と継承を進めます

地域の環境について学びを進めます / 地域の環境の担い手づくりを進めます  
/ 地域の環境保全に向け協働できる仕組みづくりを進めます

## 2 みちしるべの設定

### みちしるべの役割

本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、めざす環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年達成すべき数値目標を合わせて『みちしるべ』として定めます。



### 1. 「安全で安心な社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●大気環境基準『浮遊粒子状物質』の達成率 →平成22年度の達成率；22%	100%
●大気環境基準『光化学オキシダント』の達成率 →平成22年度の達成率；0%	100%
●大気環境基準『有害大気汚染物質』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●大気環境基準『PM2.5(微小粒子状物質)』の達成率 →平成24年度から測定開始予定	100%
●大気環境基準『ダイオキシン類』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●水質環境基準『健康項目』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
●水質環境基準『BOD(生物化学的酸素要求量)』の達成率 →平成22年度の達成率；55.6%	100%
●水質環境基準『ダイオキシン類』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%
○生活排水処理率 →平成22年度現在 生活排水処理率；50.8%	81.2%
●騒音環境基準『道路に面する地域』の達成率 →平成22年度の達成率；100%	100%

備 考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

## 2. 「低炭素社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○家庭用太陽光発電システム設置数 →平成 22 年度現在 家庭用太陽光発電システムの設置数；961 基	2,700基
○家庭 1 世帯のCO <sub>2</sub> (二酸化炭素)排出量の削減率 →平成 19 年度現在 民生家庭部門における CO <sub>2</sub> 排出量；3.1t-CO <sub>2</sub> /世帯	6.5%

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

## 3. 「循環型社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○市民 1 人あたりの収集可燃ごみ排出量 →平成 22 年度現在 収集可燃ごみ排出量；578g/人・日	570g/日
●一般廃棄物の資源化量 →平成 22 年度の一般廃棄物資源化量；6,630t/年	7,000t/年

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

## 4. 「自然共生社会」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
●市内で確認できる絶滅危惧種の種数 →平成 22 年度の絶滅危惧種の確認種数；14 種	20種
○市内の全河川全延長のうち環境に配慮した護岸の整備割合 →平成 22 年現在 環境に配慮した護岸の整備割合；5.6%	10%
○市街化区域の良好な緑の保全にむけた保存樹・保存林の指定面積 →平成 22 年度現在 保存樹・保存林の指定面積；8.3ha	10.3ha

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

## 5. 「みんなで創る環境都市」へのみちしるべ

みちしるべ	目標値
○環境活動評価プログラムへの参加事業所数 →平成 23 年 12 月現在；5 事業所	10事業所
○環境活動団体数 →平成 22 年度現在 環境活動団体数；14 団体	30団体
●環境学習講座などの開催回数 →平成 22 年度の環境学習講座開催数；273 回	365回/年

備考) ○は目標年度までに達成すべき数値目標、●は毎年達成すべき数値目標を示す。

## 1. 「安全で安心な社会」へのみちしるべについて

- ▶ “環境基準の達成率”は、項目ごとに年間を通して環境基準を達成した地点数の、測定地点数に占める割合とする。
- ▶ “生活排水処理率”は、翌年度初め現在における下水道接続人口と浄化槽人口の和の、住民基本台帳人口に占める割合とする。なお、大牟田市生活排水処理基本計画に基づき、目標値は平成32年度までに達成するものとする。 [参考：平成22年度現在 生活排水処理率 50.8%]

## 2. 「低炭素社会」へのみちしるべについて

- ▶ “家庭用太陽光発電システムの設置数”は、各年度末現在において九州電力(株)に系統連系されている家庭用太陽光発電設備の設置数。 [参考：平成22年度現在 家庭用太陽光発電システムの設置数 961基]
- ▶ “家庭1世帯のCO<sub>2</sub>排出量”は、大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において民生家庭部門の排出量として推計する方法に準拠して、平成19年度を基準年として算出するものとする。なお、大牟田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、目標値は平成32年度までに達成するものとする。 [参考：平成19年度現在 民生家庭部門におけるCO<sub>2</sub>排出量 3.1t-CO<sub>2</sub>/世帯]

## 3. 「循環型社会」へのみちしるべについて

- ▶ 市民1人あたりの“収集可燃ごみ排出量”は、計画収集により収集した燃えるごみの量を10月1日現在の住民基本台帳人口で除したものを当該年度の日数で除した値とする。なお、大牟田市ごみ処理基本計画に基づき、目標値は平成31年度までに達成するものとする。 [参考：平成22年度現在 収集可燃ごみ排出量 578g/人・日]
- ▶ “一般廃棄物の資源化量”は、計画収集及び自己搬入による資源物量と燃えないごみ及び不燃性の大型ごみにおける資源化量の和とする。 [参考：平成22年度の一般廃棄物資源化量 6,630t/年]

## 4. 「自然共生社会」へのみちしるべについて

- ▶ “市内で確認できる絶滅危惧種の種数”は、国または県のレッドデータブックに記載されている種のうち大牟田市自然調査研究会の調査結果や市民等からの情報提供により確認された種の数とする。 [参考：平成13年に本市がまとめた大牟田市自然環境調査報告書によると、国のレッドデータリスト(平成19年改訂版)に記載されている種のうち、植物12種、哺乳類2種、鳥類11種、両生類2種、昆虫類12種、水生生物8種(うち魚類8種)、海産生物17種(うち魚類6種)の計64種が確認されている]
- ▶ “環境に配慮した護岸の整備割合”は、累計整備延長の河川総延長に対する割合とする。 [参考：平成22年度現在 整備割合 5.6%(2408.5m)]
- ▶ “保存樹・保存林の指定面積”は、保存樹については樹木の垂直投影面積を100m<sup>2</sup>とし、保存樹の指定本数に100を乗じた値と保存林の指定面積の和とする。 [参考：平成22年度現在 保存樹・保存林の指定面積 8.3ha]

## 5. 「みんなで創る環境都市」へのみちしるべについて

- ▶ “環境活動評価プログラム参加事業所数”は、エコアクション21中央事務局が提供する認証・登録事業者のうち本市域にあるものの数とする。 [参考：平成23年12月現在5事業所]
- ▶ “環境活動団体数”は、環境保全活動を目的とする団体として本市が把握している数とする。 [参考：平成22年度現在 環境活動団体数 14団体]
- ▶ “環境学習講座などの開催回数”は、市役所各部局や市の社会教育施設や外郭団体等が実施する出前講座やイベント・行事などのうち、環境に関するものとして把握できた取組の回数とする。 [参考：平成22年度の環境学習講座開催数 273回]